

助言・あっせんの申立てができる者（第18条第1項）

差別事案を相談することができる者と同じ、以下の者。

障がい者

障がい者の家族

事業者

その他の関係者

「その他の関係者」は、障がい者の介助等を行う支援者などが想定されるほか、行政機関等も含む。

条例上の「差別事案」の定義は、条例第10条及び第11条に規定する障がいを理由とする差別（行政機関等・事業者による、不当な差別的取扱い・合理的な配慮の不提供）。

助言・あっせんの対象となる差別事案は、第16条・第17条の規定による県の相談体制による相談を経たが解決が難しい事案。

障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して助言・あっせんの申立てをすることができない（第18条第2項）

「障がい者の意思に反して」については、障がい当事者が助言・あっせんの手続による解決を望まないことを明示している場合を想定。

障がいの種別や程度によっては、障がい当事者による意思の表明が容易でない場合も考えられ、申立てが不当に制約されないよう、障がい当事者の意思の確認は慎重になされる必要がある。

そのため、この要件は、いわゆる「消極要件」として、障がい当事者が助言・あっせんの手続による解決を望まないことを表明している事情が客観的に明らかである場合に限定して運用されることが望ましいと考えられる。

また、本条項の趣旨から、「その他の関係者」には、事業者などは含まれないと解される。

助言・あっせんの申立てを行うことができる期間（第18条第3項）

差別事案の発生から長期間経過すると、事実の確認などが困難になることもあるため、助言・あっせんの申立ての対象となる事案については、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年以内のものとしている。

ただし、附則の3において、期間の特例を設けている。

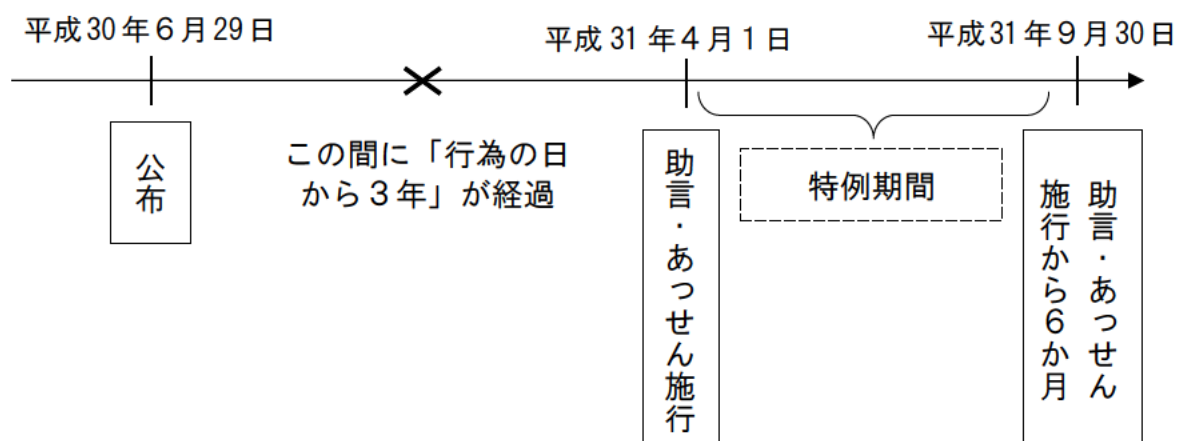
申立てに関する期間の特例の内容

紛争解決を図る体制については、平成31年4月1日からの施行のため、平成31年4月1日までに申立期間（行為の日から3年）を経過してしまう事案のでてくることが考えられる。

そのような場合、申立てができなくなることを当事者の責めに帰すことができないことから、申立期間を延長する措置を講じ、申立権を保障。

具体的には、条例の公布の日（平成30年6月29日）から平成31年3月31日までの間に、差別事案が発生した日から3年が経過してしまうものについては、平成31年4月1日から6か月以内に限り、助言・あっせんの申立てをすることができる。

【期間の特例のイメージ】



助言・あっせんを行うことが適当でない認められるとき
(第19条第1項ただし書)

「助言・あっせんを行うことが適当でない」については、個々の事案に応じて判断するが、例えば、

- 1 申立てのあった事案が明らかに差別事案に該当しない場合
- 2 申立ての時点で、県の相談体制による相談対応（助言、調整など）が十分尽くされていない場合
- 3 当事者間の感情的対立が激しく、相手方当事者の参加が当初から期待できない状況にある場合
- 4 知事が申立てのあった事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難しい場合

などが考えられる。

申立てに係る差別事案についての、知事による事実関係の調査への協力義務（第19条第2項）

申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、知事による事実関係の調査に協力しなければならない。

事実関係の調査については、関係人の協力義務を定めている。

「関係人」という文言を使用しているのは、当事者のほか、従業者などを含める趣旨であり、例えば、事業者による差別事案の場合に、従業者への聴き取りを行うことなどを想定。

あっせんの打ち切り（第19条第5項）

あっせんは、当事者双方の協力が必要な手続きであり、その手続きを継続することが困難で、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、知事は、あっせんに打ち切ることができる。

「差別事案の解決の見込みがない」という要件については、個々の事案に応じて判断するが、例えば、

- 1 申立人の相手方が、あっせんの手続きに参加する意思がない旨を表明したとき
- 2 当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき
- 3 当事者の双方があっせん案を受諾しないとき

などが考えられる。

助言・あっせんを行った結果明らかになった課題があるときの、三重県障がい者差別解消支援協議会への報告（第 20 条）

知事が助言・あっせんを実施する際、事案の解決に関して課題の存在が明らかになる場合がある。

このように課題の存在が明らかになった場合は、第 33 条第 3 項で、三重県障がい者差別解消支援協議会において、課題を解決するための方策について調査研究を行うものとしている。

よって、三重県障がい者差別解消支援協議会が課題を把握することができるよう、知事は、三重県障がい者差別解消支援協議会に課題の報告を行う。

また、上記のような課題は、助言・あっせんにあたって知事からの諮問に応じる三重県障がい者差別解消調整委員会においても把握することが考えられるため、三重県障がい者差別解消調整委員会は、課題のあるときは知事に報告し、知事が三重県障がい者差別解消支援協議会に課題の報告を行う。

助言・あつせん状況の公表（第 23 条）

知事による助言・あつせんは、どのような行為が、障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的な配慮の不提供として問題になるのか、また、それらに対してどのような解決策を与えることが望ましいのか、について有力な指針を提供するものと言える。

よって、知事は、他の差別事案の発生防止や他の差別事案が発生した場合の自主的解決の基準の形成に資するよう、助言・あつせんの状況を公表することができるものとしている。

公表にあたっては、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を公表する。